

南部町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(2025)

1. 目標

町民の生命を守るための住宅の耐震改修の促進のために次の観点で実施します。

まず、旧耐震の住宅への耐震診断を加速化し、耐震不十分な住宅に対して耐震補強を促進します。

さらに耐震補強に関しては、低負担かつ短期間で施工できる低コスト工法の推奨、リバース60の利息補助の活用による有利な自己資金調達の周知を通し、町民の金銭的負担をできるだけ軽減できる改修促進を図ります。

次に、寝室や居間など生活を営む時間が多い部屋の補強を行い、居住者の生命を守る空間をつくります。

このため、南部町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進していきます。

また、本アクションプログラムの取組内容、実績については、毎年度更新し、南部町ホームページ(以下「HP」という。)において公表します。

2. 位置付け

アクションプログラムは、南部町耐震改修促進計画第3章第3(1)に基づき策定する。(プログラムは、南部町耐震改修促進計画に掲げる政策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に位置付けるものとする。)

3. 取組内容・目標・実績

令和7年度取組内容

【財政的支援】

- 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施する。
- 住宅の補強設計費に対する一部補助を実施する。
- 住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施する。

【普及啓発等】※「南部町住まいの窓口」による相談窓口を新設。

- 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 町内全域を対象に、問い合わせ先を明記した無料耐震診断募集のチラシを自治会を通じて全戸若しくは班回覧により配布する。問い合わせのあった案件について個別相談に応じる。

ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

- 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進する。
- 耐震診断後一定期間経過しても、耐震改修を行っていない者に対して、DM送付による耐震改修促進を実施する。
- 「南部町住まいの相談窓口」による耐震改修の相談を実施する。

iii) 改修事業者の技術力向上等※

- 県が作成する鳥取県木造住宅耐震化業者リストを公表する。(HP、窓口等)

iv) 一般への周知普及

- 「南部町住まいの窓口」による周知及び相談を実施する。
- 耐震改修の必要性の周知を実施する。
- 南部町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施する。
- パンフレットにより制度概要等の周知を実施する。

※改修事業者の技術力向上等の取組みについては県の取組みに協力するものとする。

前年度(令和6年度)の取組実績

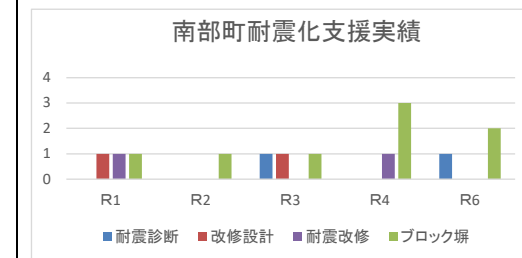
- 耐震改修等の実績がある耐震事業者の紹介を実施。
- 広報紙における事業案内(情報なんぶ令和6年5月号に補助制度掲載)
- HP等での広報を実施

令和7年度目標

- 住宅に対する耐震診断費補助戸数(無料): 40戸
- 住宅に対する耐震診断費補助戸数(有料): 2戸
- 住宅に対する耐震設計費補助戸数: 24戸
- 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数(全体改修): 1戸
- 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数(居室単位改修): 2戸
- ブロック塀除却及び改修: 2件

前年度(令和6年度)までの実績

耐震化支援実績 【単位:戸】					
	R1	R2	R3	R4	R6
耐震診断	0	0	1	0	1
改修設計	1	0	1	0	0
耐震改修	1	0	0	1	0
ブロック塀	1	1	1	3	2



個別訪問orDM送付実績 【単位:戸】					
	R2	R3	R4	R5	R6
個別訪問件数	3	1	3	4	9

前年度(令和6年度)の課題

- 南部町耐震改修促進計画に位置付けている耐震化率の目標値を達成するため、制度の周知啓発を含めて取組を推進する必要がある。

改善策

- 防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度の概要パンフレットのデザイン見直し、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き、各種補助制度を積極的にPRする。
- 「南部町住まいの相談窓口」により、診断から設計・改修までの新たな流れによる対応を行う。

計画

自己評価